

千代田町会自主防災会計画

(目的)

- 1条 この計画は、千代田町会自主防災会の活動に必要な事項を定め、地震とそれに付随する災害により発生する被害を最小限に止め、その拡大を防止することを目的とする。

(計画事項)

- 2条 この計画に定める事項は、次のとおり。

1. 組織の編成と任務分担
2. 防災知識の普及
3. 情報の収拾と伝達
4. 防災訓練の実施
5. 災害時の出火防止と初期消火
6. 救出・救護
7. 避難・誘導
8. 給食・給水
9. 地区災害対策本部との連携

(防災組織の編成と任務分担)

- 3条 災害発生時に、応急活動を敏速かつ効果的に行なうため、別図のとおり防災組織を編成する。

(防災知識の普及)

- 4条 地域住民の防災意識高揚のため、次のとおり防災知識の普及に努める。

1. 自主防災の組織と計画
2. 地震と火災の知識
3. 地域周辺の環境
4. 各家庭における留意事項
5. その他

これらの知識普及活動は、パンフレット・リーフレット・ポスター等の配付、映画会等の開催、防災用品の展示等の方法により、関連行事期間または随時に行なう。

(防災訓練)

- 5条 大地震災害に備え、情報の収拾・伝達・消火・避難が、迅速かつ的確に行なえるようにするため、予め、目的と実施要領を明確にした計画を作成する。訓練は年1回以上行なう。

(情報伝達部の任務)

6 条 防災関連各機関と連絡を密にして集めた情報を、電話・携帯電話および口頭伝令等の方法により、町会員に伝達する。また、被害状況を関係機関に報告する。

(出火の予防対策)

7 条 各家庭では、日頃から次の事項に留意して、常時点検整備を心掛ける。

1. 火気使用設備とその周囲状況
2. 可燃性危険物の保管
3. 消火器・同資材機器の保管
4. 建物・家屋の危険箇所の把握

(初期消火対策)

8 条 初期消火は、出火から3～5分が唯一の機会であるため、各家庭では、日頃から消火器・バケツ・砂等の資材機材を準備し、火災発生の場合は、近隣者の協力のものに消火に努めるよう普及を図る。消火部は、消防署・消防団が到着するまでの間、安全な範囲で火災の拡大・延焼を防ぐ。

(救出・救護活動)

9 条 建物の倒壊・落下物で負傷者が生じた場合、現場付近の者はその救出に協力し、必要に応じ防災機関に出動を要請し、手当てを要する負傷者を医療機関へ搬送する。

医療機関	住所	電話番号
原整形外科医院	柏市千代田 1-2-43	04-7167-3611
東山内科外科医院	柏市柏 3-3-3	04-7167-3803
福本クリニック	柏市若葉町 11-12	04-7162-2301
高田内科クリニック	柏市千代田 2-10-8	04-7160-1270
新谷医院	柏市千代田 3-1-2	04-7166-5568

(避難・誘導)

10 条 市長の、避難命令もしくは防災会会長の指示により、避難・誘導部は、住民を第三小学校または状況に応じ千代田町公園に誘導する。

(給食・給水)

11 条 給食・給水部は、避難場所において、市から配給あるいは業者から提供された食料等の配分、炊き出し給食活動の他、貯水槽・井戸・濾水機等や市の給水車による飲料水の確保に努める。

(情報の交換等)

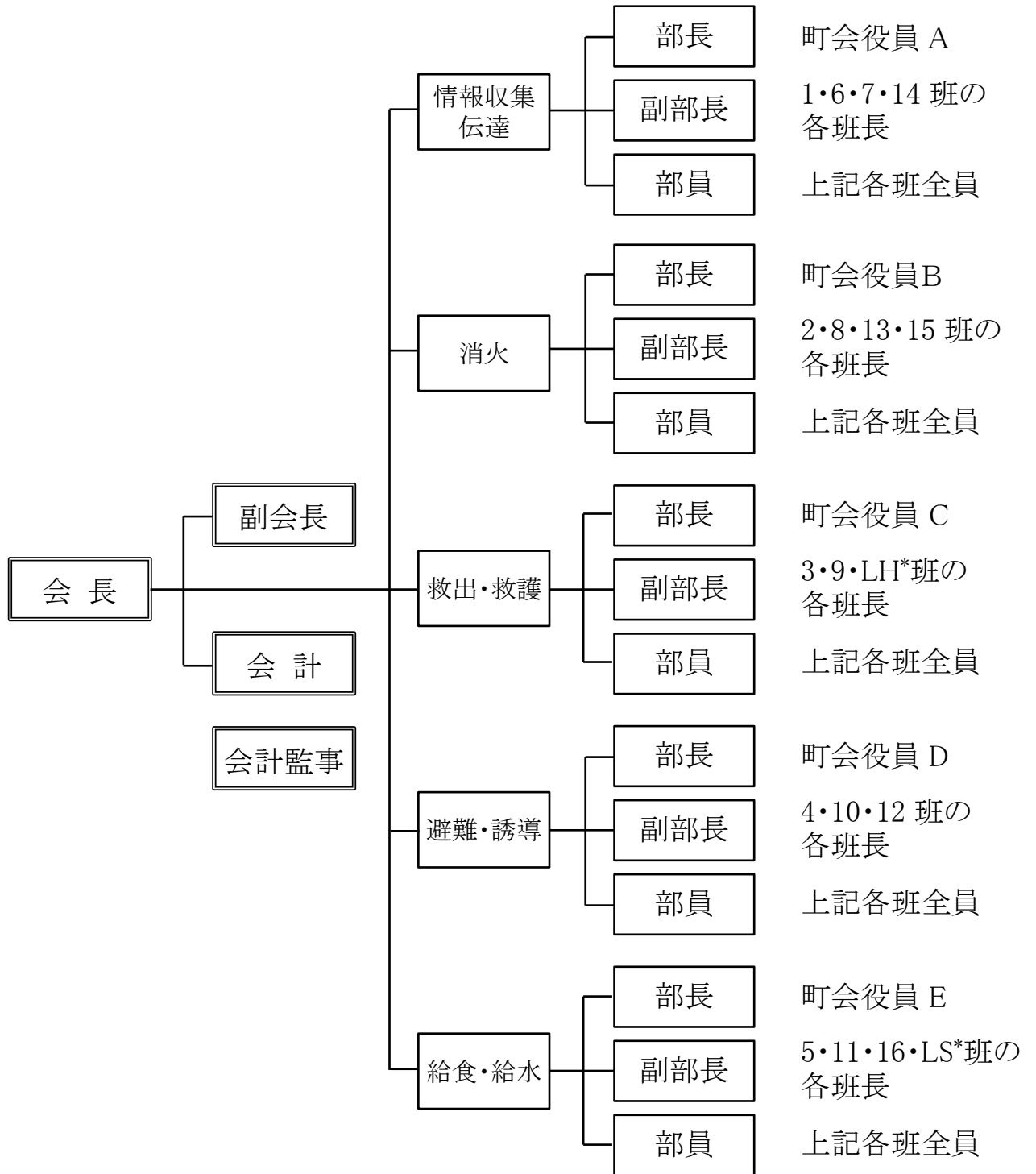
12 条 情報の錯綜による混乱を防止するため、自主防災組織と地区災害対策本部は、次の点について綿密な情報交換等連携行動をとる。

1. 救助もしくは救援を要する人数・状況
2. 避難所の開設・運営と状況
3. 食料・飲料水・医薬品等の手配
4. 仮設トイレ・テント・毛布等の防災資材機器の手配
5. 災害による市民の生活活動の支障の状況

(付則)

- 1 本防災計画は、平成 10 年 04 月 19 日から実施する。
- 2 令和 03 年 04 月 11 日一部改正

(別図) 自主防災会の編成組織図と任務分担(防災計画第3条)



(*)LH:レーベン陽

LS:レーベン宙